

## 憲法って何？～する平和主義の観点から～

弁護士 縄田浩孝

### 1 はじめに～問題意識

憲法とは何か。それは国に対する個人、国民からの命令。何を命令しているかという、個人、国民が幸せに人生を送れるようにするために国がしてはならないことと、国がすべきこと。国がしてはならないことの代表が9条で、戦争をするな、軍隊を持つなという命令。国がすべきことの代表が25条で、国は人として健康で文化的な最低限度の生活ができるように国を作れという命令。

それはそのとおり。

ではその個人、国民の命令である憲法を国に守らせるためにどうするか。

憲法は、選挙による国会を通じた方法と、司法による違憲立法審査権を通じた方法を用意している。

これで十分か。そうではない。個人、国民の日常的な活動、運動が必要だろう。表現の自由、結社の自由などはこのためにある。

では、この個人、国民の日常的な活動、運動はどのように行われるべきか。

これまでは、これらの運動は当然のことかもしれないが、国に向かって命令を守れというスタンスで行われていた。特に9条の運動はそうであった。戦争をするなという命令を守らせるために、国に様々な安保反対・破棄も含めて様々な活動をしてきた。

それは大切な活動である。しかし、それで十分か。

そうではないのではないかということ、を、「する平和主義」の観点から考えてみたい。

### 2 「しない平和主義」と「する平和主義」

#### (1) 「しない平和主義」

憲法9条は戦争をするな、軍隊を持つなという命令。

それゆえ、我が国の平和主義の運動は、戦争をしない、米国の戦争に加担しない、自衛隊を海外に派遣しない等という「しない平和主義」の形をとった。

自衛隊が現在、世界第6位の軍事力（2011年の軍事支出は米国、中国、ロシア、英国、フランス、日本）になっていることを考えると、「しない平和主義」は重要。

しかし、君島東彦立命館大学教授によると、「しない平和主義」は憲法の平和主義の半分。

(2) 「する平和主義」

君島教授は、憲法の平和主義のもう半分として「する平和主義」があるとし、その根拠を憲法前文第2段落に求める。

憲法前文第2段落

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

憲法前文は、憲法を制定した主権者である日本国民の決意表明。

その憲法前文第2段落で、国民は、全世界の国民が有する平和のうちに生存する権利のために、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去すべく、名誉ある行動を「する」と決意表明していると解される。

これを、国民、個人が具体的に行うことを「する平和主義」と君島教授は言われる。

自衛隊の海外への派遣が、憲法の「しない平和主義」の観点から駄目とするのであれば、国民、個人は、世界での紛争への対処、専制と隷従、圧迫と偏狭、恐怖と欠乏（平和学でいう構造的暴力）を克服するために、「する平和主義」の観点から何をするのか。

その方向性の一つが、人権、開発、環境、女性、平和の各領域でのNGO活動である。

なお、平和学では平和は消極的平和と積極的平和に分けられている。消極的平和は戦争や戦闘のない状態であり、従来から言われている平和。積極的平和とは消極的平和に加えて構造的暴力もない状態。構造的暴力とは、世界システムのゆがみから生じる貧困、失業、飢餓、環境破壊、無教育、不衛生、人身売買など。

3 世界における危機、暴力の現在

(1) グローバル・アパルトヘイト

少数の白人が富と政治権力を独占し、多数の有色人種を隔離して支配するシステムであった南アフリカにおけるアパルトヘイトと同様の状態に世

界はなっている。

世界人口の2割の富裕層が世界の富の8割を独占しており、人口の8割の多数の人々が2割の富を奪いあっている。

富裕層が住む地域は基本的に「平和」であり、多数の貧困層が住む地域は犯罪、紛争が頻発する。

世界は、「平和」な<平和圏>と紛争が頻発する<紛争圏>に二分されている。

<平和圏>と<紛争圏>はおおよそ、豊かな<北>の諸国と貧しい<南>の諸国に対応するが、<北>の諸国の中にも<平和圏>～壁と警備会社に守られた高級住宅街～と、<紛争圏>～犯罪、暴力の頻発するスラム街～があり（<南>の中も同様である）、<平和圏>と<紛争圏>は国境横断的、トランスナショナルである。

#### \* 飢餓輸出

自国民が飢えていても農産物などの輸出をすること。

インドネシアでは多くの水田をエビの養殖場にした。エビを日本などに輸出した方が儲かるからである。しかし、そのため自国民の主食であるコメの生産が少なくなった。コメが不作となると米価が高騰し、特に貧しい人々がコメを買えなくなる。インドネシア政府はコメをタイなどから緊急輸入し、米価の安定を図った。エビを輸出して儲けるのは富裕層、そのしわ寄せをくってコメが買えなくなるのは貧民である。

#### \* 金融経済のグローバル化と国家

いわゆる「カジノ資本主義」と呼ばれる投機的金融市場を成立させた資本自由化は、資本主義の展開として自然にそうなったのではなく、それを可能とした法的取り決めは、強いられるケースも含めて国家間の合意によっている。

だから、それに対抗する「世界社会フォーラム」が提唱している低税率ながら巨額の税収となる国際金融取引税を課し、直接国際的な貧困、疾病等の救済に振り向けようという提案は国家間の合意がないため、実現されていない。

#### (2) パックス・アメリカーナ

米国を覇権国とする戦後世界秩序。米国の軍事力、巨大な暴力が基礎。

日本はパックス・アメリカーナに組み込まれ、日本の比重は高くなっている。つまり、日本の経済、政治、軍事がパックス・アメリカーナの暴力に

加担している。

### (3) 対テロ戦争の時代

9. 11以降、米国をはじめとして世界の各国は次々に対テロ法を成立させた。日本の有事法制も9. 11を追い風として制定された。

これらの法律は、安全保障の名の下に、表現の自由や適正手続の保障等の人権を大幅に制限している。また、議会の権限を大幅に大統領や内閣に授権、委任している。9. 11以降、安全保障のために、人権と民主主義の制限が進行したのである。

対テロ戦争は、国家間の戦争のように勝敗がついて平和条約を締結することのない、テロのおそれがある限り永久に続く戦争である。9. 11以降、世界は終わりのない戦争状態に入ったことを意味する。いつでも対テロ法が発動されうる状況とされたことを意味する。それは人権と民主主義の危機（人権と民主主義が制限され、個人が暴力的な状態に置かれる危険）が世界中で起きているということ。

テロと呼ばれるものには、かつてならレジスタンスと呼ばれたものも含まれる可能性があり、その意味でも対テロ戦争の状態は問題がある。

## 4 世界における危機、暴力への対処と憲法

### (1) グローバル・アパルトヘイトに対して

<平和圏>の平和は、<紛争圏>の犠牲の上に成り立っている。

この構造を成り立たせているのが、軍事力・暴力である。

しかし、この構造の持続は無理であろう。豊かさを独占する<北>に対する<南>からの異議申し立てを止めることはできない。

暴力・テロを生み出す世界の構造、原因に向き合い、世界を公正なものにする地道な努力の積み重ね以外に、安全は得られない。

グローバル・アパルトヘイトの背景は、世界における資本主義経済の不均衡発展がある。競争的市場経済が世界を富裕層と貧困層、<平和圏>と<紛争圏>に分裂させている側面がある。世界を公正なものにする努力はこの問題に取り組むことである。

### (2) パックス・アメリカーナに対して

米国の武力・権力行使をどのように克服できるか。

グローバルな民主主義、グローバルな立憲主義をめざすこと。

そのアクターとしてのNGO。

米国以外の市民がNGOのような形で米国の市民と連携し、米国の武力

行使、米軍の行動を問題にし、コントロールしていくことを追求する方途が重要。

(3) 対テロ戦争に対して

安全保障の思考法への傾斜を自制し、人権と民主主義を重視する思考法、つまり憲法の思考法を重視すること。

安全保障は敵に備えるものだから、その思考法そのものが「敵」を生み出すことになる。

(4) 我が国の憲法の意味

我が国の憲法は、憲法9条で徹底した「しない平和主義」をとっている。だから、国家緊急権の規定を持っていない。むしろ、人権と民主主義を徹底して保障している。そして、憲法前文第2段落で「する平和主義」をとっている。

国内の平和のために人権と民主主義が重要な道具なのであれば、世界の平和のためにも人権と民主主義が重要な道具となるはずである。だから、憲法は人権と民主主義により、世界の専制と隷従、圧迫と偏狭、恐怖と欠乏を解消していく「する平和主義」の立場をとっている。

つまり、憲法は安全保障として、「敵」に備える式の安全保障ではなく、「敵」を作らない式の安全保障を予定している。

今の世界における危機、暴力に対して、憲法は、「する平和主義」的に言えば、「する人権」「する民主主義」により対抗していこうとする立場をとっている。

5 シビルによるミリタリーの克服の流れと憲法

今の世界には暴力克服の流れが存在する。

紛争や危機への対応において、ミリタリーをシビルで置き換えようとする動きが、政府、国際機構、市民社会のすべてのレベルで進行している。

(1) 政府のレベル

ヨーロッパ諸国で見られる「市民平和活動」

これは非暴力的手段で紛争処理にあたる市民平和活動家を養成し、政府の財政支出の下に、外国の紛争地域へ派遣して、紛争後の和解、再建に貢献することを目指す構想、プロジェクト。

この構想、プロジェクトは1990年代はじめのドイツで提案され、1990年代末に実現した。ドイツの経済協力開発省が財政支出をし、ドイツの平和NGOと開発NGOによって実施される政府・NGO連携の事業で、

ドイツの開発援助政策の重要な要素。ドイツでは、非暴力的な紛争処理、市民社会構築などのスキルを修得する4カ月の研修の後に、年間およそ100人の平和活動家が、バルカン諸国、ラテン・アメリカ、アフリカなどへ2年間派遣されている。

オーストリア、フランス、オランダ、スイス、スウェーデン、イタリアでもバリエーションを伴いつつ、市民平和活動の構想、プロジェクトが実施。

## (2) 国際機構のレベル

欧州安全保障協力機構がコソボ紛争のときにコソボに派遣したコソボ検証団

コソボ紛争が暴力化するのを抑止しようとして、欧州安全保障協力機構が文民の監視員を1000人規模で派遣したもの

コソボ検証団は十分に活動を展開する前に撤退させられたため、その効果をきちんと評価することができない。

## (3) NGO、市民社会のレベル

1980年代からのNGOによる平和維持活動、非暴力的介入の努力。その先駆は国際平和旅団。これらのNGOの活動を基礎として、2002年非暴力平和隊が設立。

紛争地の人々の要請に応じて、トレーニングを受けた多国籍の非武装の市民チームが紛争地に入り、現地の人々に寄りそう。「国際社会が見ているぞ」というメッセージを武装集団に送り、それが抑止力となり、紛争の暴力化を防ぐ。非暴力平和隊はスリランカ、ミンダナオ、南スーダンで活動。

### \* 「職業は武装解除」瀬谷ルミ子氏

瀬谷氏の職業は武装解除。武装解除とは、紛争が終わった後、兵士たちから武器を回収して、これからは一般市民として生活していけるように職業訓練などをほどこして、社会復帰させる仕事。

どうしたら、日本のように復興できるのか、教えてくれないか？

瀬谷氏が行った多くの紛争地で言われたセリフ。

アフガニスタンでは、日本人が言うからと、信頼して兵士たちは武器を差し出した。ソマリアでは、アフリカで植民地支配をしたことがなく、支援を行う際にも政治的な思惑をつきつけない日本は中立的な印象を持たれている。そして、第2次対戦であそこまで破壊された日本が復興した姿を見て、今はボロボロの自分たちの国も、日本のようになれるのではないかという希望を与える存在となっている。日本が背負ってきた歴

史的経緯は、他の国がどれだけお金を積んでも手に入れられない価値を持っているのだ。

日本人の多くはそれを知らない。

NGOによる非暴力的介入は「対症療法」であり、それだけで＜紛争圏＞の紛争が克服できるわけではない。＜紛争圏＞の紛争克服のためには、健全な経済発展と民主主義を作り出し、人権を保障していく必要がある。

1990年代に見られたことは、パックス・アメリカナの中で、NGOのネットワークがイニシアチブをとって政府を動かし、パックス・アメリカナの暴力に一定の制約を加えたこと。例えば、国際反核法律家協会、核戦争防止国際医師会議、国際平和ビューローという3つのNGOのイニシアチブで非同盟諸国政府を動かし、国際司法裁判所から核兵器の威嚇・使用の違法性に関する勧告的意見を引き出した「世界法廷運動」がその一例。

21世紀に入ってから動きとして、武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップが注目。これは武力紛争予防に関して、国連、加盟国政府、NGOの連携を呼び掛けるコフィ・アナン国連事務総長の報告書に依って、2003年に世界のNGOが始めたプロジェクト。世界の各地域のNGOが集まってネットワークを作り、議論を深め、武力紛争予防に関する行動計画を取りまとめた。東北アジア（中国、台湾、モンゴル、極東ロシア、韓国、DPRK（北朝鮮）、日本）でも2004年以来定期的に、この地域の平和NGOが集まり、議論。

## 6 憲法改正の動き

先の世界における危機、暴力の状況からすると、9条を中心とする憲法改正は、米国とともにその暴力構造の維持の役割を果たすために追求されている。

しかし、世界には、ミリタリーをシビルで置き換える流れが存在し、その流れと現憲法の理念は一致する。だから、1999年のハーグで開催された平和NGOの会議での「ハーグ平和アピール」で「各国議会は、日本国憲法9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである」と述べて以来、国際会議での宣言や行動計画で9条に言及することが多くなった。

憲法の理念である人権と民主主義を世界で実現していく方が、その流れと一致し、困難だけ重要な課題。憲法は「する平和主義」でこれを求めている。

## 7 最後に～「する平和主義」の立場で憲法を実践しよう

フェアトレード

企業はコストを最小限にし、利益を最大限にしようとする。

原材料生産においては労働コストを極端に下げる。チョコレートの原料であるカカオは奴隷的労働や児童労働により生産されていることが多い。紅茶の葉も極端な低賃金労働で生産されていることが多い。

先進国では労働コストを下げることは、法律や労働組合との関係で難しい。企業は消費者の目につきにくい場所でコストを削減しようとする。たとえば、工場を労働コストの安いところに移転する。

このような過酷な労働における賃金を生活できるだけの賃金にしたり、労働環境（住宅、飲料水、電気など）の改善のための費用を捻出させるために、原材料買取価格等を公正な価格にしようとするのがフェアトレード（公正取引）の考え方である。

このフェアトレードの話を考えるだけでも、憲法を実践しなければならないことが分かる。

先進国で法律や組合により難しい労働コストの引き下げが、どうして可能な国があるのか。

先進国では法的に守られている権利がその国では守られていないということだが、その違いは法的に正当化されるのか。

先進国で法的に守られている権利は人権ではないのか。人権が人の権利なら、その国の人にも平等に保障されるものではないのか。

この点に人権の観点からきちんと整理をしないと、企業サイドからは次のような疑問が投げかけられるだろう。

先進国で守られている権利は人権ではないのではないか。そして、先進国の労働者は企業の自由を不当に制約して守られ過ぎていてのではないのか。

実際、この10数年の間に我が国においても労働者の権利は相当程度悪化しているが、それは日本企業の工場の海外移転と無関係ではないのではないか。

人権が人の権利であること、民主主義は一人一人の人間が尊重されるべき人であるがゆえに尊重されなければならないことを私たちはもう一度認識する必要がある。

そうであるならば、人権と民主主義はまさにグローバルに世界中で尊重されなければならない。

そうであるならば、「する平和主義」の立場に立つ憲法を持つ私たちは、なおさら、「する憲法」の立場で憲法を実践し、人権と民主主義を世界で実践する必要がある。

我が国が戦後の復興を成し遂げたのは、徹底した「平和主義」の立場に立



つ、徹底した「人権と民主主義」を保障する憲法を持ち、平和と人権と民主主義の保障される社会の構築を皆が目指して頑張ったからではないか。

そのことを瀬谷さんが言われたセリフにあるとおり、世界に伝えないといけない。

日本に住む私たちが今、目標を見失い、自信を失った状態になっているのは、憲法が定める「平和主義」の半分しかしていないからではないだろうか。つまり、視野が我が国の中の「幸せ」にとどまっているからではないだろうか。憲法の定める「する平和主義」の観点で、世界に人権と民主主義を広げ、世界の人が「幸せになる権利」を実現すべく行動することで、再び私たちは「人」として大切なものを取り戻すことができるのではないだろうか。

以上